

表彰規程

(総則)

1. 本会定款第5条第5項に基づく関連事業として、業績ある者の表彰はこの規程により行う。ただし近藤賞については別途定める。
2. 本規程による表彰の種類は次のとおりとする。
 - 2-1 日本オペレーションズ・リサーチ学会研究賞
日本オペレーションズ・リサーチ学会研究賞奨励賞
 - 2-2 日本オペレーションズ・リサーチ学会論文賞
 - 2-3 日本オペレーションズ・リサーチ学会実施賞
 - 2-4 日本オペレーションズ・リサーチ学会普及賞
 - 2-5 日本オペレーションズ・リサーチ学会事例研究賞
 - 2-6 日本オペレーションズ・リサーチ学会業績賞
 - 2-7 日本オペレーションズ・リサーチ学会学生論文賞
 - 2-8 その他理事会で特に認めた賞
3. 授賞対象は、下記の項目に該当するものとする。
 - 3-1 日本オペレーションズ・リサーチ学会研究賞は、オペレーションズ・リサーチに関するすぐれた研究を行った個人に対して授与される。日本オペレーションズ・リサーチ学会研究賞奨励賞は、オペレーションズ・リサーチに関するすぐれた研究を行った若手研究者に対して授与される。
 - 3-2 日本オペレーションズ・リサーチ学会論文賞は、日本オペレーションズ・リサーチ学会論文誌に掲載された論文のうちとくにすぐれた論文を選び、そのすべての著者に対して授与される。
 - 3-3 日本オペレーションズ・リサーチ学会実施賞は、オペレーションズ・リサーチの実施においてすぐれた成果をあげた個人、グループまたは企業等に対して授与される。
 - 3-4 日本オペレーションズ・リサーチ学会普及賞は、オペレーションズ・リサーチの普及において大きな貢献をした個人、グループまたは企業等に対して授与される。
 - 3-5 日本オペレーションズ・リサーチ学会事例研究賞は、オペレーションズ・リサーチのすぐれた事例研究を行った個人、グループまたは企業に対して授与される。
 - 3-6 日本オペレーションズ・リサーチ学会業績賞は、オペレーションズ・リサーチの研究・教育・実施等に関わる活動に顕著な業績をあげた個人に授与される。
 - 3-7 日本オペレーションズ・リサーチ学会学生論文賞は、卒業論文および修士論文のうちオペレーションズ・リサーチに関するすぐれた学生論文の著者に対して授与される。
4. 受賞候補者は、会員より推薦されたもののなかより表彰委員会が選考する。
5. 受賞者は、表彰委員会の推薦により理事会が決定する。
6. 受賞者の氏名、業績の内容等は本会の機関誌に発表する。

(表彰委員会)

7. 表彰委員会は、表彰に関して審査に必要な諸般の事項を企画立案し、かつ事務事項を処理し、会長の諮問に応ずる。
8. 委員会は次の者を持って構成される。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員 若干名
9. 委員長は理事会が指名し、副委員長および委員は委員長が指名し、理事会の承認を得る。
10. 委員長、副委員長、委員の任期は1ヶ年とし、重任を妨げない。
11. 委員会の決定は出席者の過半数の賛成による。
12. 受賞候補者の選考に関しては表彰規程細則による。
13. 他機関が表彰する受賞候補者の推薦依頼を、当該機関から本会が受けた場合は表彰委員会がその

推薦決定を行う。これに関しては表彰規程細則による。

(規程の変更)

14. 本規程の改廃は表彰委員会が立案し、理事会の承認を受ける。

附則)

- (1) 本規程は昭和41年4月1日より施行する。
- (2) 本規程は昭和47年11月7日一部改訂した。
本規程は昭和47年11月8日より施行する。
- (3) 本規程は昭和50年4月9日一部改訂した。
本規程は昭和50年4月10日より施行する。
- (4) 本規程は昭和55年9月26日一部改訂した。
本規程は昭和55年9月27日より施行する。
- (5) 本規程は昭和58年1月25日一部改訂した。
本規程は昭和58年1月26日より施行する。
- (6) 本規程は平成11年9月22日一部改訂した。
本規程は平成11年9月23日より施行する。
- (7) 本規程は平成12年9月21日一部改訂した。
本規程は平成12年9月22日より施行する。
- (8) 本規程は平成14年7月22日一部改訂した。
本規程は平成14年7月23日より施行する。
- (9) 本規程は平成17年9月30日一部改訂した。
本規程は平成17年10月1日より施行する。
- (10) 本規程は平成19年2月20日一部改訂した。
本規程は平成19年2月21日より施行する。
- (11) 本規程は平成21年9月25日一部改訂した。
本規程は平成23年1月1日より施行する。